

## 調査結果

# 「中小企業組合におけるシェアリングエコノミー、SDGs 調査結果等について」

一般財団法人 商工総合研究所 調査研究室長 筒井 徹

労働力の確保、人材の育成・強化、働き方改革の推進、事業承継、防災・BCP、SDGsへの対応等中小企業が取り組むべき課題は山積している。しかし経営資源に限りのある中小企業が個の力だけでこれらの課題に立ち向かっていくことは並大抵ではない。こうしたなか「相互扶助」の精神のもと（A）利活用可能な有形・無形のリソースを探索・入手し、結合・アレンジすること等により組合員を支援しようとする取組みや、「共生共栄」の精神に基づき（B）組合が外部経済性・公共性を発揮することによる地域や社会等の課題解決に向けた取組みが注目される。その一方、既往の組合事業においても環境変化に応じてその内容や業務プロセスを見直し、組合員の経営を支え続ける「いぶし銀」のような取組みも見逃せない。

このように組合は、組合員の企業価値向上を支援するために多様な事業に取り組んでいる。そのなかで今回は、上記（A）、（B）に該当するシェアリングエコノミーおよびSDGsの導入状況とその経済的・社会的効用について説明するとともに、地域振興を目的とした新たな組合制度を紹介したい。そして次回（6月号）はかつて代表的な共同事業であった金融事業の位置づけの変化と今日的な意義について考察を試みることとする。なお文中の比率等のデータは、商工中金と当財団が2019年9月から11月にかけて実施した『組合実態調査』に基づくものである<sup>注1)</sup>。

## 1 シェアリングエコノミー

シェアリングエコノミーは、“供給者が所有する資産から得られる効用を需要者と共有する、当事者同士で行われる新しいタイプの経済活動”として認識されている。供給者が保有する経営資源を需要者が有効に活用することによって、双方の生産性向上を図る取組みといえる。一般的にはICT（情報通信技術）をもとにしたプラットフォームを用いる事業者（プラットフォーマー）が、不特定多数の供給者と需要者を仲介する。自動車配車サービスの「Uber」や宿泊施設貸し出しの「Airbnb」が有名であり、今日ではスマートフォン等のモバイル機器を用いてプラットフォーマーにアクセスすることによって需要と供給がマッチングされる。通常は供給者と需要者は面識がないことから、シェアリングエコノミーが高いパフォーマンスを発揮するためには、プラットフォーマーが当事者双方から信頼を得ていることが求められる。

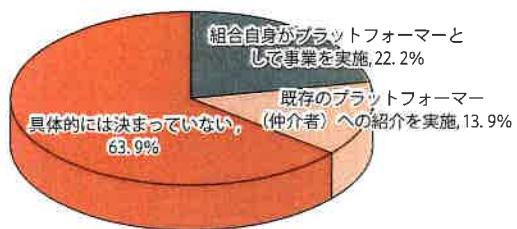
組合のシェアリングエコノミーについては、組織の性質上、供給者と需要者のどちらか一方、または双方が組合員となるため、当事者がある程度特定される特殊なケースとみられる。特に双方とも組合員で、組合がプラットフォーマーになる場合は、相手を出し抜いてでも自らを利用する機会主義的な行動が抑制されることから円

注1) 調査時点2019年3月末、調査対象組合6,614組合、回答組合3,261組合。なお新型コロナウイルス感染症が発生する前に実施したものであることから、調査結果にはその影響は反映されていない。

滑なマッチングが期待される。

しかし現在の実施状況について組合に聴取すると91.8%が未実施で、実施組合は8.2%にとどまっている（有効回答数2,754）。また、組合員のニーズがある場合の組合の関与スタンスについては、「関与する予定である」が33.9%、「関与しない予定である」が66.1%と、組合は消極的である。また「関与する予定である」と回答した組合に、関与の内容について聴取すると（図表1）、「具体的には決まっていない」が63.9%と最上位を占めている。以下「組合自身がプラットフォーマーとして事業を実施」（22.2%）、「既存のプラットフォーマー（仲介者）への紹介を実施」（13.9%）の順に続いている。

（図表1）シェアリングエコノミーへの関与（N=771）



シェアリングエコノミーの実際の取組みをみると、①「物的資源」を共通使用する、②「人的資源」を共通使用する、③「物的資源と人的資源」を同時に共通使用する、以上3種類のパターンが確認できる。具体的な例を紹介すると、①については、車両、荷物の共同輸送、機材・工具等の相互利用、高所足場の共同使用、倉庫の空きスペースの利用など、②については、人材の相互派遣交流、期間限定の出向、調理人等人材の融通など、③については、オペレーター付きクレーン、運転手付きダンプカーの融通などが実践されており、現場のさまざまなアイデアや工夫がうかがえる。

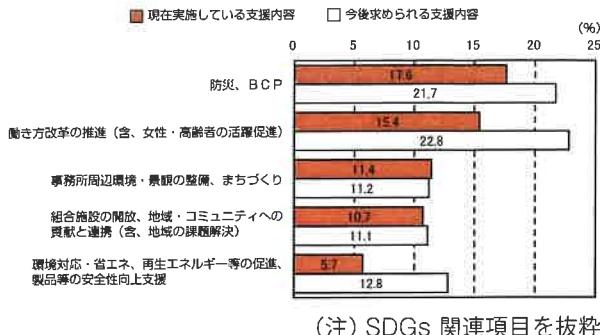
なお経済のソフト化が進む今日では、「情報」が重要な経営資源のひとつとなっている。コストなしで転用可能な「情報」については、これまで以上に積極的に共有し、有効活用していくための仕組みづくりが望まれる。

## 2 SDGs

2015年9月に国連総会で世界が取り組むべき課題として「持続可能な開発計画（SDGs：Sustainable Development Goals）」が採択された。SDGsは社会、経済、環境の側面からとらえることのできる「17の目標」と「169のターゲット（具体目標）」で構成されており、貧困や飢餓、安全といった問題から、働きがいや経済成長、気候変動に至るまで、21世紀の世界が抱える課題を包括的に挙げている。わが国においても『SDGsアクションプラン2020』が掲げられるなどSDGsに向けた取組みが強化されており、中小企業組合のあり方にも少なからぬ影響を与えている。

しかし現在の実施状況について組合に聴取すると94.6%の組合は意識した取組みを行っていないと回答しており、「行っている」組合は5.4%にとどまっている（有効回答数2,589）。ただ、別の質問項目である「組合による組合員支援」の回答内容をみると、SDGsに関連した取組みを支援している組合はそれ以上の比率を占めている。選択肢別にみると、「防災、BCP」（17.6%）、「働き方改革の推進（含、女性・高齢者の活躍促進）」（15.4%）、「事務所周辺環境・景観の整備、まちづくり」（11.4%）、「組合施設の開放、地域・コミュニティへの貢献と連携（含、地域の課題解決）」（10.7%）、「環境対応・省エネ、再生エネルギー等の促進」（5.7%）という結果であった（図表2）。なおこれらの5項目の少なくとも1つの取組みを支援している組合は回答組合の37.0%を占める。また今後についてみると、2割以上の組合は「働き方改革の推進（含、女性・高齢者の活躍促進）」、「防災、BCP」については組合員支援が求められるとみている。そして5項目の少なくとも1つについて支援が求められるとみている組合は、回答組合の38.5%を占めている。

(図表2) 組合による組合員支援の状況 (N=2,957)



参考までにSDGsに関する取組みの自由回答欄の記載をみると、組合員への周知やセミナー、学習会の開催等啓蒙活動に取り組んでいる組合は少なくない。具体的な取組例をみると、古紙回収の際の分別強化(作る責任、使う責任)、プラスチックごみ削減のための代替商品の提案、地域で取り組む持続可能な森林管理、排水中に含まれるレアメタルの回収・有効利用など環境保全に貢献するものが多い。また、「まちづくり」という視点からエリアマネジメント<sup>注2)</sup>ができる組織づくりにチャレンジする商店街もある。

### 3 特定地域づくり事業協同組合制度

2020年6月に「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律(人口急減地域特定地域づくり推進法)」が施行され、「特定地域づくり事業協同組合制度」が設けられた。当該制度は、地域の担い手確保の取組みを推進するために、地域事業者が共同して職員を通年で雇用したうえで、複数の事業者の仕事を組み合わせて、年間を通じた仕事として創出し、各地域事業者にマルチワーカーとして派遣することを目的としている。これにより、安定的な雇用環境と一定の給与水準を確保した職場を作り出し、地域内外の若者等の移住・定住を促進するとともに、地域事業者の事業の維持・

拡大を推進することが可能となる。その基本的な仕組みは、①人口急減地域において、②中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合が、③特定地域づくり事業を行う場合について、④都道府県知事が一定の要件を満たすものとして認定したときは、⑤労働者派遣事業(無期雇用職員に限る)を許可ではなく、届出で実施することを可能とするとともに、⑥組合運営費について財政支援を受けることができるようとする、というものである<sup>注3)</sup>。雇用の確保に寄与することはもちろんのこと、SDGsの目標として挙げられている「住み続けられるまちづくりを」、「パートナーシップで目標を達成しよう」などの達成に資するものとみられ<sup>注4)</sup>、かつシェアリングエコノミーの観点からも当該組合制度は注目される。

### 4 まとめ

シェアリングエコノミーの実施割合は低い。しかし、組合内のさまざまな資源や情報・ノウハウの共通利用を進めていくことができれば組合員の生産性は向上する。組合の積極的な関与が望まれる。またSDGsについては、約4割の組合が持続可能な社会を構築していくための活動に取り組んでいる。少なからぬ中小企業組合は普段意識することなく、その精神に準拠した取組みを行っており、今後もそのスタンスは変わらない。組合および組合員と地域社会は運命共同体であり、組合の存続・活性化のためには地域社会との共存共栄が必須要件となるであろう。特に人口急減地域においては、「特定地域づくり事業協同組合制度」の活用等による事業協同組合が主体となった地域貢献が期待されている。組合員の生産性向上と地域社会の維持・強化の両立に向けた組合の取組みを期待したい。

注2) 地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取組み(国土交通省(2008)「エリアマネジメント推進マニュアル」p. 9)

注3) 制度の詳細については総務省HP(<https://www.soumu.go.jp/index.html>)参照

注4) 「貧困をなくそう」、「働きがいも経済成長も」の達成に資する可能性もある。